

中区まちづくり懇談会開催要綱

(開催)

第1条 中区のまちづくりアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）の改定に当たり、区民等からの意見を幅広く聴取し、区の地域特性を生かした計画づくりに取り組むため、中区まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 懇談会は、中区の魅力と活力の向上を図る観点から、特色ある中区のまちづくりの方向性に関する事項について意見交換を行う。

(構成)

第3条 懇談会は、おおむね15人以内の委員をもって開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから中区長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他中区長が必要と認める者

3 委員の任期は、アクションプラン改定までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、中区長が必要と認めるときに開催する。

2 懇談会は、公開とする。ただし、中区長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 懇談会において、中区長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、中区市民部地域起こし推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、中区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行し、アクションプランの改定をもって、その効力を失う。